

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年2月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900313 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900033 号

## 第 1 結論

昭和 59 年 4 月から平成 3 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 34 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 59 年 4 月から平成 3 年 8 月まで

私の国民年金については、昭和 59 年 4 月から昭和 63 年頃までは、両親が保険料を納付してくれていたと思う。また、平成 2 年の終わり頃から平成 3 年の始め頃の間、過去 2 年分の保険料約 20 万円を市役所でまとめて納付したことをはっきり覚えており、その後も引き続き納付したと思うが、請求期間は、未納期間とされ、一部が申請免除期間（昭和 59 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの期間）とされている。両親が行った保険料納付の詳細までは分からないが、私は免除の申請をした記憶もなく、請求期間の保険料が未納又は免除とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 2 月 8 日に A 市で払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に昭和 54 年 \* 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者及び請求者の両親は、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、昭和 59 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの申請免除期間については、免除申請した覚えがなく、請求期間のうち、昭和 59 年 4 月から昭和 63 年頃までは、両親が保険料を納付してくれていたと思う旨陳述しているところ、請求者は、当該期間の保険料納付に関する記憶はない上、両親からは聴取することができないとしていることから、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和 59 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの保険料の免除記録については、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、オンライ

ン記録と同様に昭和 59 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの期間は申請免除期間と記録されている上、オンライン記録によると、昭和 59 年 10 月 1 日に申請された免除期間の始期は昭和 59 年 7 月、昭和 60 年 7 月 29 日に申請された免除期間の始期は昭和 60 年 4 月であることが確認できるところ、これらの免除に関する事務処理は、保険料の免除が承認される期間の始期が、免除の申請日の属する月の前月における直近の基準月（本事案では、昭和 59 年 7 月及び昭和 60 年 4 月）からとされていた、当時の制度上の取扱いとも一致し、不自然さは見当たらない。

さらに、請求者は、平成 2 年の終わり頃から平成 3 年の始め頃の間、過去 2 年分の保険料に係る納付書を A 市役所で発行してもらい、同市役所内でまとめて納付したと主張しているところ、A 市は、請求者に係る国民年金の記録はなく、請求期間当時の過年度保険料に係る納付方法は不明である旨回答していることから、請求者が、平成 2 年の終わり頃から平成 3 年の始め頃の間、過去 2 年分の保険料を遡って納付したと推認することはできない。

加えて、請求者は、過去 2 年分の保険料を遡って納付したとする時期である、平成 3 年中の保険料の納付方法、納付金額についての具体的な記憶はないとしており、請求者が、請求期間のうち、平成 3 年中の保険料を納付していたと推認できる事情を見いだすことができない。

その上、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡が確認できない。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、前述の昭和 55 年 2 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者及び請求者の両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900317 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900034 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 35 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで

私は、A 社を退職後、自宅に来ていた集金人に国民年金への加入を勧められたため、その集金人に加入手続を依頼した。請求期間の保険料は、自宅に来ていた集金人に自分で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 4 か月と短期間である。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続について、集金人に依頼した旨陳述しているところ、B 市は、集金人が加入手続を行うことができたか否かは、確認できる資料がないため不明と回答している上、請求者の保険料の納付周期、納付金額に関する記憶は明確ではなく、請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者に対する国民年金手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成 3 年 8 月頃に B 市において払い出され、請求者が共済組合の組合員資格を喪失した平成 3 年 7 月 1 日を資格取得日とする事務処理が行われているところ、請求者に対する国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月頃に C 市においても払い出され、B 市と同様に平成 3 年 7 月 1 日を資格取得日とする事務処理が行われたことから、手帳記号番号の重複整理がなされ、C 市において払い出された国民年金手帳記号番号は既に取消処理が行われている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の 2 つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、平成 3 年 8 月頃に初めて行われ、上述のとおり平成 3 年 7 月 1

日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及び被保険者記録表によると、資格取得年月日は平成3年7月1日とされ、オンライン記録と同様、請求期間において国民年金に加入していたことは確認できないことから、請求期間の保険料が納付されていたと推認する事情を見いだすことはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。